

警察庁の職員の任用に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第6号）

施行 昭和29年7月16日

最終改正 令和8年4月8日警察庁訓令第4号

（総則）

第1条 警察庁の職員の任用に関しては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）  
）、人事院規則および人事院指令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令（第4条第2項第2号を除く。）において「職員」とは、警察  
庁に置かれる警察官、皇宮護衛官、事務官、技官及び非常勤職員（警察法施行  
規則（昭和29年総理府令第44号）第70条第1項及び第96条第1項に規定する顧  
問並びに第98条第1項に規定する特別研究員を除く。）をいう。

2 この訓令において「一般職員」とは、職員のうち警察官および皇宮護衛官以  
外のものをいう。

（任命権の委任）

第3条 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公務員法第55条第2項の  
規定に基づき、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所部の職員のうち、右欄  
に掲げるものに係る任命権を委任する。

警察大学校長	警部以下の階級の警察官 一般職員（職務の級が行政職俸給表（一）の6 級以上である者及び5級又は4級で課長補佐以 上の職にある者を除く。）
科学警察研究所長	警部以下の階級の警察官 一般職員（職務の級が行政職俸給表（一）の6 級以上である者及び5級又は4級で課長補佐以 上の職にある者並びに研究職俸給表の2級以上 である者を除く。）
皇宮警察本部長	皇宮警部以下の階級の皇宮護衛官 一般職員（職務の級が行政職俸給表（一）の6

	級以上である者及び5級又は4級で課長補佐以上の職にある者を除く。)
管区警察局長	警部以下の階級の警察官（国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者又は国家公務員採用Ⅱ種試験合格者からの採用に係る者を除く。） 一般職員（職務の級が行政職俸給表（一）の6級以上である者及び5級又は4級で課長補佐（府県情報通信部（県情報通信部を含む。）にあつては課長及び支所長）以上の職にある者並びに研究職俸給表の2級以上である者を除く。）
東京都警察情報通信部長	警部以下の階級の警察官 一般職員（職務の級が行政職俸給表（一）の6級以上である者及び5級又は4級で課長補佐以上の職にある者を除く。）
北海道警察情報通信部長	警部以下の階級の警察官 一般職員（職務の級が行政職俸給表（一）の6級以上である者及び5級又は4級で課長補佐（方面情報通信部にあつては課長）以上の職にある者を除く。）

（警察官又は皇宮護衛官の採用）

第4条 警察庁の警察官又は皇宮護衛官は、次の各号のいずれかの方法により採用するものとする。

- (1) 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）若しくは国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）又はこれらと同等以上とみなされる国の行う職員採用試験に合格した者を警察庁の警部補の階級の警察官に採用する方法
- (2) 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）又はこれと同等以上とみなされる国の行う職員採用試験に合格した者を警察庁の巡查部長の階級の警察官に採用する方法
- (3) 皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）又は皇宮護衛官採用試験（高卒程度

試験)に合格した者を皇宮巡査の階級の皇宮護衛官に採用する方法

2 前項第1号及び第2号に掲げる方法のほか、警察庁の警察官は、次の各号に掲げる者に応じ当該各号に定める方法によりその者の経歴に相当する階級において採用するものとする。

- (1) 現に都道府県警察の警察官である者 選考
- (2) かつて警察庁又は都道府県警察の職員(非常勤職員を除く。)であつた者 選考
- (3) 現に皇宮護衛官である者 選考
- (4) 現に警察庁又は都道府県警察の一般職員である者 試験又は選考
- (5) 現に警察庁以外の各省庁又は地方公共団体の公務員の職にある者(前号に掲げる者を除く。)で、警察官としての適性を有し、又は補充しようとする職に特に必要な技能を有すると認められるもの 試験又は選考
- (6) 採用しようとする職に特に必要な技能又は経験を有する者 選考

3 前項の規定は、皇宮護衛官の採用について準用する。この場合において、同項中「第1号及び第2号」とあるのは「第3号」と、「警察庁の警察官」とあるのは「皇宮護衛官」と、同項第3号中「皇宮護衛官」とあるのは「警察庁の警察官」と、同項第5号中「警察官」とあるのは「皇宮護衛官」と読み替えるものとする。

(警察官又は皇宮護衛官の階級の昇任)

第5条 警察庁の警部以下の階級の警察官及び皇宮警部以下の階級の皇宮護衛官への昇任は、筆記及び口頭による試験によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、試験によらないで昇任させることができる。

- (1) 前条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第1号若しくは第3号(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定により採用された警察官の昇任のとき。
- (2) 職務の特殊性により試験による昇任が明らかに不適當であると長官が認める場合であつて警部補又は皇宮警部補までの昇任のとき。
- (3) 15年以上勤続し、勤務成績が優秀である者の昇任の場合であつて巡査部長又は皇宮巡査部長への昇任のとき。

2 警察庁の警察官又は皇宮護衛官は、1階級に3年以上勤務した後でなければ

、その上位の階級に昇任させることができない。ただし、長官が指定した場合は、この限りではない。

3 次の各号のいずれかに該当する警察庁の警察官又は皇宮護衛官は、前2項の規定にかかわらず、試験によらないで、その者の1階級上位の階級に昇任させることができる。ただし、第1号又は第2号に該当し死亡した場合には、長官の承認を得て、その者を2階級上位の階級に昇任させることができる。

- (1) 公務上の負傷又は疾病により、死亡し、又は障害の状態になった者
- (2) 生命をとして職務を遂行し、警察勲功章又は警察功労賞を授与された者
- (3) 20年以上勤務して、国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされ、又は退職する者で、在職中の勤務成績が著しく優良と認められるもの

4 前項の場合において、死亡した者に対する昇任は、その者の生前の日にさかのぼって、これを行うものとする。

(事務官又は技官の採用)

第6条 警察庁の事務官又は技官への採用は、次の各号のいずれかに該当する者について選考により行うものとする。

- (1) 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）若しくは国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）又はこれと同等以上とみなされる国の行う職員採用試験に合格した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（旧大学令に定める大学を含む。）又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (3) 現に国又は都道府県において警察官（国の場合は皇宮護衛官を含む。以下同じ。）又は事務官若しくは技官の職（相当する職を含む。以下同じ。）にある者
- (4) かつて国又は都道府県において警察官又は事務官若しくは技官の職にあつた者
- (5) 採用しようとする職に特に必要な技能又は経験を有する者

附 則

この訓令は、昭和29年7月16日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、昭和32年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条の表中「課長補佐以下の一般職員」とあるのは、警察庁の内部組織の細目等に関する訓令（昭和32年警察庁訓令第4号）第3条に基く課長補佐が置かれるまでの間は、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和32年法律第154号）による改正前の給与法の規定の例を用いた場合の一般俸給表の職務の級9級以下の一般職員」と読み替えるものとする。
- 3 改正後の第3条の表中「行政職俸給表（一）の5等級以上の者」とあるのは、昭和32年7月31日までの間は、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和32年法律第154号）による改正前の給与法の規定の例を用いた場合の一般俸給表の職務の級10級以上の者」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和46年5月1日から施行する。
- 2 警察表彰規則の一部を改正する規則（昭和43年国家公安委員会規則第5号）の施行前に警察功績賞を授与された者は、この訓令による改正後の警察庁の職員の任用に関する訓令第5条第3項第2号に該当する者とみなす。

附 則

この訓令は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和60年10月24日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和61年2月13日から施行し、改正後の警察庁の職員の任用に関する訓令の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）附則第1条ただし書の施行の日（平成18年4月1日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 人事院規則8-18-23による改正前の人事院規則8-18第17条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿で人事院規則8-18-23の施行の際現に有効なものに記載された者の採用については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年4月8日から施行する。